

ご契約者様へのお知らせ

共済契約者 各位

松任市農業協同組合

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等」の 先進医療からの削除見込みについて

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はJ A各事業につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2020年度の診療報酬改訂に併せて、2020年4月1日に「先進医療」から以下の技術が削除される見込みであることが判明しました。（2020年3月の厚生労働省告示をもって決定予定となります。）

＜削除見込みの技術＞

- ・「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」
- ・「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」（以下、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等」）

これを受け、J A共済の医療共済等における先進医療共済金につきましては、療養を受けた時点において厚生労働大臣が定める先進医療であることを支払事由としていることから、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等」が「先進医療」から削除された場合、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等」については、ご契約日に関わらず先進医療共済金の支払対象外となります（ご請求の際には、受けられる治療が先進医療に該当するかどうか、事前に必ず医師にご確認ください。）。

また、今後の「先進医療」に関する最新の情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。

謹言

○ ご不明の点は、ご契約先のJ Aまでご連絡ください。

松任市農業協同組合

中央支店 076-276-1414 北星支店 076-276-1777

西南支店 076-276-1222 松南支店 076-276-2244

共済課 076-274-1463

受付時間 9:00～16:30（土日・祝日を除く）